

CBD COP16 サイドイベント

昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）ターゲット 6 を達成するための 全社会的アプローチ

～IPBES 評価報告書、「侵略的外来種に関する G7 声明」

そして生物多様性国家戦略（NBSAP）を踏まえて～

2024 年 10 月 29 日 13:20～14:40（コロンビア時間（COT）：GMT-05:00）

Nuqui(Academia and Research), Plaza One, Centro de Eventos Valle del Pacifico

主催：日本国環境省（外来生物対策室）

共催：生物多様性条約（CBD）事務局、国際自然保護連合（IUCN）、
経団連自然保護協議会（KNCC）、アメリカ合衆国、フランス共和国（環境連帯移行省、パリ自然史博物館）

サマリー

概要

侵略的外来種（IAS）は、世界の生物多様性損失の主な直接要因の 1 つとされており、その悪影響は世界的に深刻化している。

IPBES は 2023 年、「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書（IAS 評価報告書）」¹を公表し、IAS とその悪影響は効果的な管理によって予防・軽減できることを明らかにした。IAS の最も費用対効果の高い管理方法は侵入予防であり、IAS の国境を越えた意図的・非意図的な移動の増加を効果的に管理し侵入を予防するためには、セクターや国をまたぐ緊密な協力と調整が重要である。

このため、日本は、IAS 対策のための国際協力を強化するため、2023 年に G7 議長国イニシアティブの 1 つとして、IAS に関する 3 つのイベント²を開催した。

「侵略的外来種に関する G7 ワークショップ」では、G7 メンバー、関連国際機関及び外来種の専門家が、GBF のターゲット 6 の達成に向けた外来種対策について議論し、「侵略的外来種に関する G7 声明」³を発表した。当該声明でも、「GBF のターゲット 6 の達成に向けた G7 各国の最初の行動」の 1 つとして、全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化を掲げ、意識向上や教育を通じた一般市民の参画強化や、民間セクター、特に自然資源の利用、物品の輸送や輸送手段に関わるビジネスの巻き込み等に取り組んでいくことを共通認識としたところである。



登壇者

¹ IPBES 侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書：<https://www.ipbes.net/ias>

² 日本国環境省が主催した 3 つの IAS に関するイベントのリンク：https://www.env.go.jp/nature/gairai_inter-conf_2023.html(日本語)、https://www.env.go.jp/en/nature/gairai_inter-conf_2023.html(英語)

³ <https://www.env.go.jp/content/000173656.pdf>(原文)、<https://www.env.go.jp/content/000174998.pdf>(日本語仮訳)

本サイドイベントは、CBD/SBSTTA/REC/25/6 本文⁴、附属書 II⁵、附属書 VI⁶等を踏まえつつ、ビジネスを含む多様な主体による事例共有と議論を通じて、IAS 対策に関するセクター横断的な協力のあり方について共に考え、CBD-COP16 における議論の深化やその先にある GBF のターゲット 6 の達成に貢献することを目的としている。

開会

はじめに

松崎 花 氏（国際自然保護連合（IUCN）、日本環境省外来生物対策室より派遣中）

松崎氏は、イベントの概要を説明し、開会挨拶を務める松澤氏とチャーチ氏を紹介した。



松崎 花 氏

開会挨拶

松澤 裕 氏（日本環境省 地球環境審議官）

松澤氏は、IAS が生物多様性に対する 5 大脅威の 1 つであることを強調した。また、効果的な管理により、IAS による影響を予防・軽減できることを示す IPBES の報告書に言及し、侵入予防が最も費用対効果の高い方法であると述べた。日本は、ヒアリの侵入予防に取り組んできたほか、国際的な連携を推進するため、2023 年に IAS に関する G7 イニシアティブを立ち上げたと説明した。また、25 年にわたる継続的な取組によって、奄美大島でマンガースの根絶が達成された事例に触れ、一度定着した IAS の根絶がいかに難しいかを強調した。さらに、日本と EU が出資し、CBD 事務局と IUCN が新たに更新したオンラインツールキット⁷を紹介した。また、民間セクターとの協力の重要性も指摘した。同氏はこのイベントが、IAS による損失を予防するための国際協力及びセクター横断的な協力を促進することを期待していると述べた。



松澤 裕 氏

ジョン・マルコ・チャーチ氏（現 G7 議長国・イタリア 環境・エネルギー安全保障省上級専門官）

チャーチ氏は、2024 年の G7 議長国として、IAS に焦点を当てた G7 ワークショップをイタリアが同年 11 月 26 日に開催すると述べた。また、IAS への対処が自然環境の保全や地域社会、経済、生態系の健全性の維持にとって重要であることを強調した。イタリアは、環境政策において外来種を優先課題とし、Life ASAP プロジェクト⁸のような取組を通じて、根絶プロジェクトを成功させ、国民の意識を高めていると述べた。また、イタリアは外来種に関する 2 つの主要なツールである「グローバル外来種データベース(GISD)」と「外来種環境影響分類(EICAT)」をホストしており、これらは世界の国々の意思決定をサポートしていることを紹介した。同氏は、CBD 事務局が作成した「IAS ツールキット」は、特に資源が限られている国々を対象に、IAS 管理の戦略を策定するために有用な情報を提供していると述べた。



ジョン・マルコ・チャーチ氏

⁴ CBD/SBSTTA/REC/25/6 : <https://www.cbd.int/doc/recommendations/sbstta-25/sbstta-25-rec-06-en.pdf>

⁵ Identification and minimization of additional risks associated with cross-border e-commerce in live organisms and the impacts thereof

⁶ Additional advice and technical guidance on invasive alien species management

⁷ <https://www.cbd.int/doc/c/b53d/3fe1/ade3fe0f3545dfadcf156c00/cop-16-inf-28-en.pdf>

⁸ <https://www.lifeasap.eu/index.php/en/project/asap-project>

各機関、各国によるプレゼン

IUCN: GBF のターゲット 6 の概要。IAS ツールキットの内容と、その活用について。IAS に対するセクター横断的な取組の重要性と、私たちに何ができるか

ケビン・スミス氏（国際自然保護連合（IUCN）外来種及び野生生物保健プログラム主任）

スミス氏は、IAS は生物多様性にとって重大な脅威であり、CBD の第 8 条（h）で取り上げられていると述べた。CBD-COP は、IAS を分野横断的な問題として認識し、その管理のための指針原則や、IAS の管理に関する目標とターゲットを含む GBF を採択したと説明した。GBF のターゲット 6 は、IAS の導入経路の特定及び管理、対策優先度の高い IAS の導入及び定着防止、既知又は潜在的な IAS の導入率及び定着率の半減とともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における IAS の根絶又は管理に焦点を当てていると述べた。CBD-COP16 で議論されている自主的ガイダンス⁹には、費用対効果分析、国境を越える電子商取引によるリスクの管理、気候変動の影響への対応が含まれている。

CBD-COP15 で採択された決定¹⁰において、IAS ツールキットの更新とトレーニング教材の開発が求められたことを受け、CBD 事務局と IUCN が作業を行った。同氏は、更新された IAS ツールキットは、外来種国家戦略及び行動計画（NISSAP）の策定に不可欠な情報、すなわち定義、用語集、指針などを提供していることを紹介した。また、トレーニング教材は、締約国による行動を支援するために、導入経路を知る方法や、対策を行う種や場所の優先順位付けの方法のような、ツールキット内の具体的なトピックに関する詳細な情報を提供していることを説明した。

効果的な IAS 管理には、税関、農業、保健など、さまざまな部門が関与する全社会的アプローチが必要であり、IAS の優先順位付け、経路管理、資源動員、データの共有などのいくつかの重要な要素を結びつける。この包括的な戦略により、国々の行動が入手可能な最善の証拠に基づいて行われ、IAS の防止と管理がより効果的になると述べた。



ケビン・スミス氏

日本：IAS に関する G7 イニシアティブ。ヒアリ対策と奄美大島でのマンガースの根絶事例の共有

村澤 一樹 氏（日本環境省 外来生物対策室）

村澤氏は、2023 年 11 月に開催された「侵略的外来種に関する G7 ワークショップ」について説明した。このワークショップは、2023 年 4 月に札幌で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合において開催が合意¹¹されたものであり、G7 メンバーは国際連携の強化等について議論し、GBF のターゲット 6 の達成するための G7 声明を発表したことを振り返った。同氏はヒアリを例に挙げ、国際貿易の拡大に伴って IAS の非意図的な導入リスクが高まっていることを強調した。これに対し、日本はワザビシートやシリコン樹脂などの革新的な技術を開発し、IAS 対策に取り組んでいると述べた。また、日中韓外来種専門家会合を通じた地域的な協力や、TNFD の活用によるビジネスセクターの巻き込みについて紹介した。さらに、継続的な取組によって奄美大島から IAS であるマンガースを根絶した最新の事例を挙げ、それが在来種の回復、観光業の活性化に繋がったことを説明した。最後に、GBF のターゲット 6 を達成するには、予防



村澤 一樹 氏

⁹ <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-16/cop-16-dec-18-en.pdf>

¹⁰ <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-27-en.pdf>

¹¹ G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣コミニケ： <https://www.env.go.jp/content/000127828.pdf>(原文)、
<https://www.env.go.jp/content/000163420.pdf>(日本語仮訳)

的アプローチが重要であることを強調し、貿易上の結びつきが強い国同士の協力及び民間セクターを巻き込んだ全社会的アプローチが不可欠であると述べた。

アメリカ合衆国：GBFのターゲット6の達成に向けたセクター横断的な取組の共有

ジェンナ・シネン 氏（アメリカ合衆国国務省 自然資源・水局 外交官）

シネン氏は、アメリカ合衆国には、IASに関する単独の法律はなく、法律は機関やテーマごとに定められていることを説明した。次に、1999年と2016年の大統領令により、連邦及び非連邦の利害関係者の意見を聞くための国家侵略的外来種評議会（NISC）と諮問委員会が設立されたことを紹介した。NISCの主な役割には、政府全体にわたるアプローチの提供、省庁間の調整の促進、各機関の役割の明確化、利害関係者の参画などがあると述べた。また、NISCには12の連邦省庁と4つのホワイトハウス事務局が関与しており、公有地、さまざまな部門、国際的な取組に重点を置いていることを説明した。NISCは、行政の優先事項との整合性を確保し、IASに対処するための戦略計画および年次作業計画を策定していると述べた。



ジェンナ・シネン 氏

インドネシア共和国：GBFのターゲット6の達成に向けたNBSAPとセクター横断的な取組の共有

ルル・アグスティナ 氏（インドネシア共和国環境林業省）

アグスティナ氏は、GBFターゲット6を達成するためのIAS対策に関する同国の取組について説明した。インドネシアは、生態系を脅かす187種のIASへの対処という課題に直面していると述べた。インドネシア生物多様性戦略及び行動計画（IBSAP）2025-2045は、IASの管理に関する目標とターゲットを概説しており、その中には、防止、管理、政策強化などが含まれていると説明した。この戦略には複数の政府機関が関与しており、ステークホルダーの協力が重視されていると述べた。インドネシアはまた、ASEAN諸国と協力してIASの管理に取り組んでいることに言及し、IASの影響を低減するための国際的な枠組に沿った取組を行うとともに、協調的な取組と市民参画を通じて、生物多様性を保護していると述べた。



ルル・アグスティナ 氏

チリ共和国：GBFのターゲット6の達成に向けたNBSAPとセクター横断的な取組の共有

ポーリナ・ストウハス・サリナス 氏（チリ共和国環境省）

ストウハス氏は、まず、2023年9月に公布された法律第21.600号を紹介した。施行に向けた手続きが進められているこの法律により、公共機関がIASの定義を定め、IASの予防、管理、根絶のための計画を策定、調整、実施し、その順守を監視することができるようになる。また、IASの管理に関する権限を生物多様性及び保護地域サービスに付与し、環境省がIASのリストを作成できるようになる。したがって、この法律は、生物多様性に対するIASとその影響を管理するための新たな権限を公共機関に与えることが期待されていると述べた。そして、チリの生物多様性国家戦略ではIASの悪影響を認め、行動計画では主要な重点分野としてIASを挙げている。この計画は、生物多様性目標を達成するために必要な活動を概説



ポーリナ・ストウハス・サリナス 氏

し、管理が必要な IAS のリストを含んでいると説明した。同氏はまた、チョロス島とチャニヤル島での成功例も紹介し、IAS の防除により健全な生態系が回復したと述べた。

経団連自然保護協議会（KNCC）：IAS 対策における民間セクターの役割。アズビル株式会社によるグッドプラクティスの共有

佐々木 徹 氏（アズビル株式会社 サステナビリティ推進部 グローバルヘッド）

佐々木氏は、経団連は 1,542 の企業と 106 の業種別団体が加盟する（2024 年 10 月時点）日本の主要な経済団体であると紹介した。また、1992 年に設立された KNCC は、経団連自然保護基金を通じた、アジア太平洋地域の生物多様性保全への支援に加え、NGO の支援、日本企業における意識向上、政策提言などを行っているとした。

海洋の生物多様性に関して、2004 年に「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（BWM）」が採択されたことを紹介した。BWM は、有害生物の拡散を防ぐためのバラスト水管理基準を定めており、主な基準には、バラスト水交換基準（規制 D-1）とバラスト水排出基準（規制 D-2）があるとした。アズビル株式会社（以下、アズビル）は「人を中心としたオートメーション」という理念の下、船舶事業で培った知見とノウハウを活用して、バラスト水に関連する技術を開発してきた。海洋生物多様性を守るため、アズビルは、他の民間企業、学術機関、政府と協力し、MagneW 3000 PLUS+ 電磁流量計のような、BWM の基準を満たすバラスト水処理システムソリューションを提供していることを紹介した。

このようにアズビルは、産官学の連携によるセクター横断的なアプローチを通じて生物多様性を推進している。さらに、バリューチェーンのパートナー企業にも生物多様性保全の考え方、事業活動と生物多様性との関係性を説明し、生物多様性保全ための取組を促している。同氏はこうしたセクター横断的な取組により、地球の危機に効果的に対処することを目指していると述べた。



佐々木 徹 氏

閉会

クラリサ・C・アリダ 氏（ASEAN 生物多様性センター（ACB）開発と実行プログラム局長）

アリダ氏は各プレゼンテーションの主要なメッセージを振り返り、インドネシア、チリ、アメリカ、日本、民間企業による様々な視点から、IAS の管理に関する事例が共有されたことを歓迎した。同氏は、IAS 対策を推進するために、IUCN が紹介した IAS ツールキットの活用や、セクターや国を超えた協力関係を更に強化することの重要性を改めて述べた。



クラリサ・C・アリダ 氏